

第 15 回東京低地河川活用推進協議会 議事要旨

日時：平成 28 年 8 月 31 日（火） 10:00 ～ 12:00

場所：江東区森下文化センター 第一研修室

（１）推進協議会規約改定の件

■推進協議会規約の改定内容について説明

（社会実験がより実務的・実践的な内容となっており、「東京低地河川活用推進協議会」開催にあたってはより実務的な議論が求められることから、運営体制の見直しを行った。添付の協議会規約参照。）

○規約内容について了承された。

（２）第 14 回推進協議会における議事内容の確認

■「第 14 回推進協議会 議事要旨」について説明

○扇橋閘門の改修にあたり、舟運に大きな影響を与えるため、周知の確実な実施を求める意見が出された。

○内容については了承された。

（３）東京低地河川推進協議会 平成 28 年度の進め方

■資料「東京低地河川推進協議会 平成 28 年度の進め方」について説明

○今年度の推進協議会の進め方について、以下の質疑が出された。

（質問）旧中川の「亀戸中央公園」船着場を社会実験の対象から外した理由は何か。

（回答）江東区の船着場条例による管理運営形態と社会実験の方向性で目的が違う点が出てきたこと、船着場背後にある公園利用者と船舶利用者の錯綜等が課題となったことなどから今回の社会実験の自由使用という方向性に対応できないと判断した。

（４）自己責任を基本とした船着場利用に向けた社会実験

■資料「自己責任を基本とした船着場利用に向けた社会実験」について説明

○今年度の船着場社会実験について、以下の意見が出された。

・現状の防災船着場は、プレジャーボートにとって利用しづらいという指摘もなされている。防災船着場にはどんな船でも留まれるように、国のほうで努力しなくてはいけない。将来は給油施設のようなサービスも考えられるのではないかと。

・カヌー等の水面利用が旧中川等で盛んになってきたため、東京都ボート協会では、高校生のボート練習を荒川で実施している。ボートにとっても現状の防災船着場は利用しづらく、階段護岸等を利用している。体調を崩した高校生が発生した場合、現在の防災船着場では栈橋上にあげることが大変である。

- ・川にボートが走るとその川の「格」があがる。ボート利用が盛んになるように、ボートが着けられる船着場は防災船着場とは別に作れば良いのではないか。
- ・東京案内する場合、隅田川で船に乗ることが多いが、荒川ではそのような東京案内ができないか。
- ・舟を持っていない一般の人への舟運のアピールが必要ではないか。舟運の魅力を地道にアピールしていくことが必要だ。
- ・舟運の魅力を伝えるためにも、拠点となる船着場が必要である。堀切船着場は舟運の拠点となる。
- ・東京都では水辺で新たにイベントを行う場合には助成する事業を今年から開始し、好評であった。こうしたイベントでの船の利用が進めば、船着場のPRにもつながる。
- ・今回の船着場社会実験の分析のため、観光船の事業者やプレジャーボートの個人利用者を集めて懇談会を開き意見交換してみてもどうか。
- ・区では船着場を一般開放しているが、隅田川沿いの船着場は良く利用されているが、江東内部河川の船着場の利用はゼロである。上下船した前後の目的性や、人が寄りつく拠点がないと、船着場だけで利用人数や利用回数を増やすのは難しい。
- ・自由使用で使えないと防災時に役立たない。
- ・首都の中の川は観光客が見る対象にしなくてはいけない。
- ・区では、安全性の確保や鍵の開閉について有人化せざるを得ず、そのため利用を有料にしている。荒川船着場の社会実験などの点で、無人であっても安全に利用できることが検証されれば、区も有料にこだわるものではない。

(5) 今後の予定

- ・次回の推進協議会は、12月頃に開催を予定。

以上

東京低地河川活用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は「東京低地河川活用推進協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、荒川下流管内及び江東内部河川に設置された船着場が緊急時に安全かつ確実に機能するように、平常時利用について、民間開放とこれによる利用促進を目指し、河川管理者、施設管理者、学識経験者、関係諸団体・機関等がそれぞれの有する英知を提供し合い、その実現に向け協議することを目的する。

(組織等)

第3条 協議会は別紙に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会の座長は、委員の互選により選出する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は必要に応じ座長が召集する。

2 協議会もしくは座長が必要であると認めたときは、協議会に別紙に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(公開等)

第5条 協議会は、公開で行うものとする。

2 協議会の議事要旨は、公開するものとする。ただし、公開により当事者もしくは第三者の権利もしくは利益または公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要旨の全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 地域連携課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成23年9月16日から施行する。

平成24年9月26日改正

平成24年11月16日改正

平成27年7月16日改正

平成28年8月31日改正

東京低地河川活用推進協議会 委員名簿

敬称略

学 識 経 験 者	日本大学理工学部（都市計画・都市交通）	教授	岸井 隆幸	
	法政大学デザイン工学部（都市史）	教授	陣内 秀信	
	関東学院大学	名誉教授	宮村 忠	
	東京農業大学地域環境科学部（造園計画）	教授	鈴木 誠	
	芝浦工業大学工学部（都市水文学）	教授	守田 優	

関 係 団 体 ・ 機 関 代 表 者	東京都教職員研修センター	教授	實川 貴久枝	
	一般社団法人 河川健康公園機構	顧問	宮尾 博一	
	一般社団法人 東京都ボート協会	副会長	谷古 善和	

行 政	東京都 建設局 河川部	部長	東野 寛	
	葛飾区 都市整備部	部長	玉川 俊晴	
	墨田区 都市整備部	部長	渡辺 茂男	
	江戸川区 土木部	部長	深野 将郎	
	江東区 土木部	部長	並木 雅登	
	国土交通省 関東地方整備局 東京港湾事務所	事務所長	小澤 康彦	
	東京都 産業労働局 観光部	部長	坂本 雅彦	
	国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	事務所長	中須賀 淳	